平成２１年（フ）第１０２５号
埼玉県川口市上青木西３丁目13番８号―202号
債務者　松田　弘美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
新潟県見附市本所１丁目25番38号
債務者　浅野　忠夫
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
新潟県十日町市三領31番地
債務者　水品　和久
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
新潟県三島郡出雲崎町大字大門128番地１
債務者　成田　　浩
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
新潟県小千谷市平沢１丁目４番27号　高橋アパート３号
債務者　五井佳名子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
新潟県長岡市浦6828番地１
債務者　中川麻美子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第３５８１号
名古屋市名東区香流２丁目808番地
債務者　林　　晴代
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０１７号
愛知県海部郡甚目寺町大字新居屋字高島27番地　エステート高島202号
債務者　土屋　　靖
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３５号
愛知県豊橋市神ノ輪町106番地１―305
債務者　野中　良二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１４８号
愛知県蒲郡市上本町９番13号
債務者　高野　博孝
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５５号
滋賀県長浜市宮司町710番地
債務者　村上　正明
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市粒江団地６番１―105号市営粒江団地281号
債務者　長瀬　　香
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
岡山県倉敷市庄新町４番３―11号
債務者　菊井　啓二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
愛媛県今治市共栄町３丁目２番地の14
債務者　吉井　美鈴
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第３９１号
埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢324
債務者　鈴木　弘雄
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０７号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘３丁目１番26棟802号、前住所埼玉県狭山市柏原1620番地の20
債務者　伊藤　　勲
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１１号
埼玉県鶴ヶ島市大字三ッ木25番地９
債務者　大井　　亮
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１８号
埼玉県所沢市大字山口721番地の２
債務者　坂本　武仁
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部